# 国民健康保険税が年金から徴収されます

　平成 20 年４月から、下記の条件をどちらも満たす納税義務者（世帯主）の方について、国民健康保険税を年金から徴収する「特別徴収」が始まります。

　なお、特別徴収の対象となる方には、４月の年金受給時までに、仮徴収期間（4、6、8 月）の特別徴収税額を記載した「仮徴収のお知らせ」をお送りいたします。

**①４月１日現在において、世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満である世帯の世帯主であること（国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます）。**

**※世帯主の方が 75 歳未満の場合でも、障害認定を受けて老人医療に該当している方は対象となりません**

**②年額 18 万円以上の年金を受給していること（複数の年金を受給している方は、全部の金額の合算ではなく、１つの年金で 18 万円以上であること）。**

**※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の 1/2 を超える場合は対象となりません。**

◇現在 75 歳以上の国保加入者がいる世帯の世帯主の方でも、75 歳以上の方が平成 20 年４月から後期高齢者医療制度に移行することにより、残りの国保加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満となる場合で、上記②の条件を満たす方は特別徴収の対象となります。

◇平成 19 年 10 月以降に介護保険料の特別徴収が開始された世帯主の方で上記①②の条件をどちらも満たす方は、原則 10 月からの国民健康保険税の特別徴収対象者となります。

**　特別徴収の対象とならない方については、今までどおりの納付方法（現金納付または口座振替）となります。**

## 平成 20 年度分の特別徴収金額の決め方

　4、6、8 月については「仮徴収」として、平成 19 年度の国民健康保険税の税率で算出した仮徴収用年税額をもとに、１回の年金から特別徴収する額（仮徴収用年税額の６分の１）を決定します。

　その後、7 月に平成 20 年度の税率で年税額を確定させ、そこから仮徴収で徴収した金額を差し引いた残りの金額を 10、12、２月の３回にわけて特別徴収します。

　なお、仮徴収した金額が確定した年税額を上回る場合は、差額分を還付させていただきます。

**【お問い合わせ】**　美波町税務保険課　☎0884 － 77 － 3615